

気仙沼普及センターだより

宮城県気仙沼農業改良普及センター

〒988-0181 宮城県気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6

TEL : 0226-25-8068 FAX : 0226-22-1606

Vol: 145

令和2年5月13日発行

復興へ 心ひとつに がんばろう 気仙沼! 南三陸!



順調に収穫が続くいちご
(階上いちご第2復興生産組合)

今年最初の田植え
(株式会社階上生産組合)

令和二年度にあたって

所長 齋藤 康彦

令和二年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言と共にスタートしました。各種イベントの延期や中止、不要不急の外出の自粛など、生産活動や消費活動も大きな影響を受けています。しかし、このような非常事態下においても国民の生活を支える食料と農業者の重要性を、あらゆる人々が再認識しなければなりません。

また、新型コロナウイルス感染症の影響は、農業者皆様の営農活動にも拡大してきております。このため、普及センターでは、農業経営の相談や各種支援制度を御案内する農業経営相談窓口を設置しておりますので、お気軽に御相談ください。

さて、渦中の中、令和二年三月三十一日に今後十年間の農政の指針となる「新たな食料・農業・農村基本計画」が閣議決定されました。今回の基本計画では、地域をいかに維持し、次の世代に継承していくのかという視点から、産業政策と地域政策の両立を掲げ、生産規模の大小にかかわらず、生産基盤の強化を図ることなどが示されました。

今年度は、震災から十年目の復興計画最終年に当たります。普及センターでは次の十年も見据えて、①魅力ある気仙沼・南三陸農業の再興、②次代の地域農業を担う経営体の育成支援、③海・山・里の恵みを活かした活力ある地域農業の展開に向け、職員一丸となり、創造的復興の完遂に向けて普及活動を行って参りますので、よろしくお願いたします。

令和2年度のプロジェクト課題

1 ねぎといちごの販売拡大による経営の安定

【対象】シーサイドファーム波路上株式会社（気仙沼市）

①作業管理の効率化支援

いちご部門において、出荷・調製作業が効率的に進むよう、作業管理の支援を行います。

②栽培管理技術支援

いちごとねぎの栽培管理技術を支援します。いちご部門は、毎週の生育調査の実施、環境モニタリングデータ活用、病害虫防除の指導を行い、収量の向上を目指します。ねぎ部門は、適期作業、雑草・病害虫防除指導を行い、収量の向上を目指します。



いちご部門定例会

2 集落営農組織の地域営農体制構築による経営体質強化

【対象】廻館営農組合（南三陸町）

キャベツの収穫作業



①農地利用集積支援

農地中間管理事業を活用し、担い手への農地集積が計画的に進むよう支援を行います。

②露地畑の作物体系の整備と排水対策手法構築・栽培管理支援

露地野菜を作付けする担い手や営農組合との機械共同利用体制を整備し、ほ場整備事業による排水対策と栽培管理指導を行うことで、安定した生産活動が行えるように支援を行います。

3 中山間地における農地の維持管理労力の軽減

【対象】新童子下集落協定参加者（南三陸町）

①雑草管理を含めた農地維持管理の省力化

ほ場の排水改良や雑草管理等、作業の省力化に関して集落活動の支援を行います。

②地域特産品目の定着支援

薬用作物（トウキ）が地域特産品目として定着するよう、生育調査による特性把握や利用拡大に向けた検討会等を行います。



薬用作物（トウキ）の先進地視察

4 南三陸ねぎの経営安定に向けた作期の拡大

【対象】在郷営農組合、株式会社グリーンファーマーズ・宮城（南三陸町）

初夏どりに向けたトンネル栽培試験



①作型導入支援

春～初夏どり作型の導入に向けて、栽培体系の理解向上と作型に応じた基本的栽培技術習得に向けた支援を行います。

②計画的・効率的作業支援

経営の発展に向けて、将来の営農ビジョン策定や機械・施設の整備に向けた検討を行います。

③排水対策・土づくり支援

ねぎ栽培に適した土壌への改善を図るため、排水対策や緑肥作物等を利用した土づくりを支援します。

「新型コロナウイルスに関する農業経営相談窓口」の設置について

新型コロナウイルス感染症が拡大していることに伴い、農業者の営農活動への影響が懸念されるため、県庁農業振興課、県内7か所の地方振興事務所農業振興部及び巨理・美里農業改良普及センターに農業経営相談窓口を設置しました。農業経営や融資制度に関する困りごとがあれば、お気軽に御相談ください。

開設期間 令和2年4月3日（金曜日）から当分の間
午前8時30分から午後5時15分まで
（土日・祝日を除く）

業務内容 予防対策や金融支援制度の紹介など

●相談窓口の設置場所及び電話番号●
気仙沼地方振興事務所農業振興部 ☎0226-24-2534
県庁農業振興課 ☎022-211-2837

収入保険に加入しましょう

農業経営収入保険は、原則として全ての農産物を対象に、自然災害による収入減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償します。

加入できる方 青色申告を行っている農業者（法人・個人）
※加入申請時に青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。

対象収入 農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体

補填の仕組み

①保険期間の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を上限として補てんします。
※補償限度額及び支払率は複数の割合の中から選択できます。
※「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとまらない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。

例えば、基準収入が1,000万円で最大補償の場合、保険期間の販売収入が900万円を下回ったときに補てんされます。

②農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。（任意加入）
※保険料は掛捨てになります。保険料率は、1.08%（50%の国庫補助後）で、自動車保険と同様に、補助金の受取が少ない方は、保険料率が下がっていきます。
※積立金は自分のお金であり、補てんに使われない限り、翌年に持ち越されます。75%の国庫補助があります。

例えば、基準収入が1,000万円で最大補償の場合、掛捨ての保険料は7.8万円、掛捨てでない積立金は22.5万円、事務費は2.2万円となります。

お問い合わせ先 宮城県農業共済組合迫支所 ☎0220-22-8411

春の農作業安全確認運動展開中！ ～令和2年4月1日から6月30日まで～
スローガン 「見直そう！農業機械作業の安全対策」